

上場制度整備懇談会  
第13回 議事要旨

1. 日時：平成20年2月29日（金）午後1時00分から午後2時30分まで

2. 場所：東京証券取引所会議室

3. 議題：

(1) 上場諸規則に対する実効性確保手段の整備について（まとめ）

(2) 適時開示規制の見直しに係る制度整備

4. 議事要旨：

(1) 上場諸規則に対する実効性確保手段の整備について（まとめ）の意見  
・ 特になし。

(2) 適時開示規制の見直しに係る制度整備についての意見

(実質的に重要な情報の開示に向けた対応についての意見)

- ・ 軽微基準に該当しても重要なものは開示すべきという方向性が望ましい。その前提に立った上で、どのように規制するかを整理することが必要である。
- ・ 実質的重要性による新たな開示ルールを設けることは、インサイダー取引規制の包括条項の範囲についての解釈が広がってしまう恐れがあることや、現行包括条項と違う形のルールを設けることは、わかりにくいことから、規制のあり方については、慎重に検討すべきである。
- ・ 開示制度は、取引所の根幹である制度であり、上場会社の判断に委ねることや、努力義務とすることは適当ではない。

(適切な形式基準による開示に向けた対応についての意見)

- ・ 連結化の進展や、持株会社数の増加等を考えると、形式基準の連結ベースへの見直しをはじめとする適切な形式基準を設定することは望ましい。
- ・ 適時開示ルールと、インサイダー取引規制の対象範囲が異なることはあり得るが、現状の上場会社の実務やこれまでの制度整備の経緯を踏まえると、一致していることが望ましい。
- ・ インサイダー取引規制と範囲が異なることとなる場合は、上場会社の実務に混乱が生じることが懸念されることから、上場会社に的確に理解されるよう、十分な対応を講ずることが求められる。
- ・ 取引所ルールとして市場実態に合わせて機動的な対応を行うなどの観点から、まずは取引所ルールを見直すことも考えられる。
- ・ 利益基準の算定方法の見直しについては、利益が少額の会社に過度の開示が義務付けられないことがないよう、上場会社の実務上わかりやすい取扱いを設けることが望ましい。

以上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

- 問合せ先 -

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当

TEL : 03 - 3666 - 0141 (大代表)